

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	地区整備計画等の区域内の建築物の容積率又は高さ制限の例外許可		
根拠法令等及び条項	建築基準法第68条の5の5第1項及び第2項		
標準処理期間	根拠条項	未設定	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更	
	標準処理期間	日	
審査基準	根拠条項	建築基準法第68条の5の5第1項及び第2項	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更	
	<p>【 基 準 】</p> <p>処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難である。</p>		